

地域計画の推進に係る関係機関の役割について

長野県農政部農村振興課

担当係長 小林 裕之

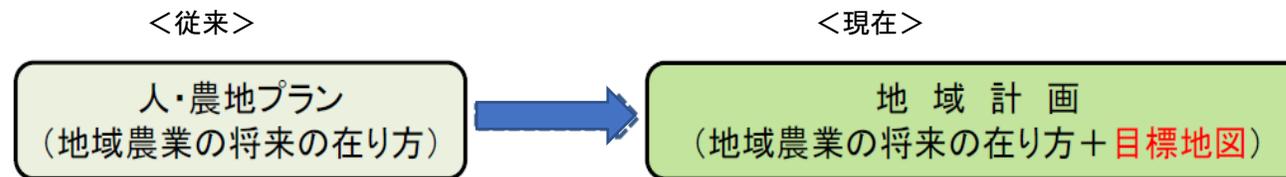
そもそも地域計画とは、

【背景】

- ・ 従来、各市町村では「人・農地プラン」を策定し、農地の効率的な利用と担い手の確保に向けて取り組んできたが、高齢化や人口減少の本格化により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されていた。
- ・ そこで、農地の集約化等に向けた取組を加速化するため、農業経営基盤強化促進法の一部改正により新たに「地域計画」を策定することが法定化された。（令和5年4月1日）

【概要】

- ・ 市町村が、地域の話し合いを踏まえ、目指すべき将来の地域農業の在り方や、目標とする農地利用の姿を示した地図（目標地図）を明確にした将来ビジョン。令和7年3月までに策定することが義務化。



人・農地プラン（従来）と地域計画（現在）の比較イメージ

【策定状況】

- ・ 77市町村すべてで策定済み（令和7年3月31日現在（速報値））。440地区で地域計画が策定されている。

(1) 地域計画の策定状況

(ア) 全国

地域計画の策定状況(今年3月末時点)

	策定数	対象農地面積	10年後の耕作者がいる割合
北海道	完了 483	179万ha	87%
東北	完了 2513	84万ha	84%
関東	3034	68万ha	50%
北陸	完了 1999	31万ha	77%
東海	1029	14万ha	57%
近畿	3662	16万ha	63%
中国・四国	2216	37万ha	41%
九州	3097	52万ha	63%
全国	1万8833	424万ha	67%

※「完了」は、管内の全地区で策定が完了した。現在も管内の約14UC地区で計画策定中。出典：農水省

10年後の地域計画の策定を促す「地域計画10年計画」を巡り、農水省は早くも策定期限が迫る中、対象となる農地の月次時点の策定状況が、

農地3割後継者未定 地域計画99%で策定完了

10年後の地域計画の策定を促す「地域計画10年計画」を巡り、農水省は早くも策定期限が迫る中、対象となる農地の月次時点の策定状況が、10年後の耕作者がいる割合が、全国平均で67%にとどまっていることが明らかになった。対象となる農地の月次時点の策定状況が、10年後の耕作者がいる割合が、全国平均で67%にとどまっていることが明らかになった。

10年後の耕作者がいる割合が、全国平均で67%にとどまっていることが明らかになった。対象となる農地の月次時点の策定状況が、10年後の耕作者がいる割合が、全国平均で67%にとどまっていることが明らかになった。

10年後の耕作者がいる割合が、全国平均で67%にとどまっていることが明らかになった。対象となる農地の月次時点の策定状況が、10年後の耕作者がいる割合が、全国平均で67%にとどまっていることが明らかになった。

（1）地域計画の策定状況（長野県（速報値））

（ア）地域計画の策定数

策定市町村数	策定地域数	備考
77	440	【内訳】 ・市町村1地域として策定：27市町村 ・2以上の地域で策定：50市町村 （2地域～33地域）

（イ）地域計画内の農用地等の状況

- ・地域計画区域内農用地等は、県内耕地面積の98%に当たる10万2千ヘクタール
- ・10年後の耕作者が確保できていない農地は4割程度

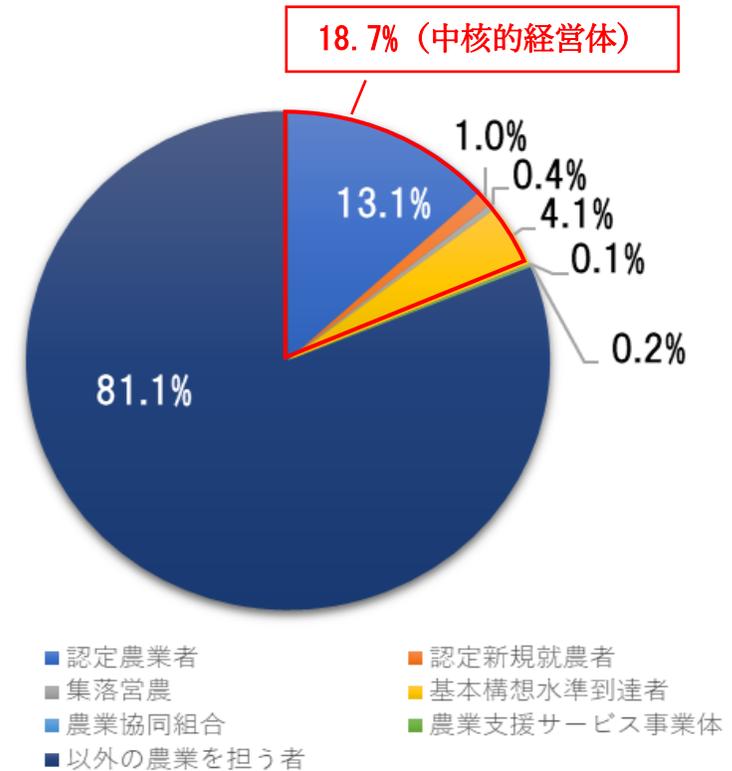
耕地面積 (R6年) (ha) ①	地域計画区域内の 農用地等面積(ha) ②	うち農業振興地域の 農用地区域の 農地面積(ha) ③	うち農業を担う者の 10年後の経営面積 (ha) ④
103,800	102,081	90,440	63,059
	②／① 98.3%	③／② 88.6%	④／② 61.8%

(1) 地域計画の策定状況 (長野県 (速報値))

(ウ) 目標地図に位置付けられた農業を担う者の状況

- ・ 農業を担う者は延べ約76千経営体、うち兼業農家等が8割を占める
- ・ うち中核的経営体は全体の2割程度

農業を担う者 (延べ)		75,821	
内 訳	中核的経営体	14,159	
	内		
	訳	認定農業者 (延べ)	9,970
		認定新規就農者 (延べ)	766
		集落営農 (法人を除く) (延べ)	305
		基本構想水準到達者 (延べ)	3,118
		農業協同組合 (延べ)	35
	農業支援サービス事業体 (延べ)	119	
	上記以外の農業を担う者 (延べ)	61,508	



4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

No.	属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状		10年後		属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状		10年後		属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状		10年後	
			面積	ha	面積	ha			面積	ha	面積	ha			面積	ha	面積	ha
1	利用者		0.138	ha	野菜	0.138	ha	野菜	0.138	ha	野菜	0.138	ha	A				
2	利用者		0.036	ha		0.036	ha		0.036	ha		0.036	ha	B				
3	利用者		0.113	ha		0.113	ha		0.113	ha		0.113	ha	C				
4	利用者	果樹	0.327	ha	果樹	0.327	ha	果樹	0.327	ha	果樹	0.327	ha	D				
5	利用者		0.137	ha		0.137	ha		0.137	ha		0.137	ha	E				
6	利用者		0.053	ha		0.053	ha		0.053	ha		0.053	ha	F				
7	利用者		0.525	ha		0.525	ha		0.525	ha		0.525	ha	G				
8	利用者		0.085	ha		0.085	ha		0.085	ha		0.085	ha	H				
9	利用者		0.122	ha		0.122	ha		0.122	ha		0.122	ha	I				
10	利用者		0.044	ha		0.044	ha		0.044	ha		0.044	ha	J				
11	利用者		0.011	ha		0.011	ha		0.011	ha		0.011	ha	K				
12	利用者		0.11	ha		0.11	ha		0.11	ha		0.11	ha	L				
13	利用者		0.04	ha		0.04	ha		0.04	ha		0.04	ha	M				
14	利用者		0.009	ha		0.009	ha		0.009	ha		0.009	ha	N				
15	利用者	果樹/野菜	1.981	ha	果樹/野菜	1.981	ha	果樹/野菜	1.981	ha	果樹/野菜	1.981	ha	O				
16	利用者		0.446	ha		0.446	ha		0.446	ha		0.446	ha	P				
17	利用者		0.077	ha		0.077	ha		0.077	ha		0.077	ha	Q				
18	利用者		0.712	ha		0.712	ha		0.712	ha		0.712	ha	R				
19	利用者		0.132	ha		0.132	ha		0.132	ha		0.132	ha	S				
20	利用者		0.608	ha		0.608	ha		0.608	ha		0.608	ha	T				
21	利用者		0.006	ha		0.006	ha		0.006	ha		0.006	ha	U				
22	利用者		0.015	ha		0.015	ha		0.015	ha		0.015	ha	V				
23	利用者		0.092	ha		0.092	ha		0.092	ha		0.092	ha	W				
24	利用者		0.03	ha		0.03	ha		0.03	ha		0.03	ha	X				
25	利用者		0.452	ha		0.452	ha		0.452	ha		0.452	ha	Y				
26	利用者	果樹	0.135	ha	果樹	0.135	ha	果樹	0.135	ha	果樹	0.135	ha	Z				
27	利用者		0.052	ha		0.052	ha		0.052	ha		0.052	ha	AA				
29	利用者		0.637	ha		0.637	ha		0.637	ha		0.637	ha	AC				
30	利用者		0.63	ha		0.63	ha		0.63	ha		0.63	ha	AD				
31	利用者		0.026	ha		0.026	ha		0.026	ha		0.026	ha	AE				
32	利用者		0.1	ha		0.1	ha		0.1	ha		0.1	ha	AF				
33	利用者	果樹	1.74	ha	果樹	1.74	ha	果樹	1.74	ha	果樹	1.74	ha	AG				
34	利用者		0.064	ha		0.064	ha		0.064	ha		0.064	ha	AH				
35	利用者		0.543	ha		0.543	ha		0.543	ha		0.543	ha	AI				
36	利用者		0.442	ha		0.442	ha		0.442	ha		0.442	ha	AJ				
37	利用者	果樹/野菜	1.331	ha	果樹/野菜	1.331	ha	果樹/野菜	1.331	ha	果樹/野菜	1.331	ha	AK				
38	利用者		0.034	ha		0.034	ha		0.034	ha		0.034	ha	AL				
39	利用者		0.036	ha		0.036	ha		0.036	ha		0.036	ha	AM				
40	利用者	果樹	1.495	ha	果樹	1.495	ha	果樹	1.495	ha	果樹	1.495	ha	AN				
41	利用者		1.392	ha		1.392	ha		1.392	ha		1.392	ha	AO				
42	利用者		1.078	ha		1.078	ha		1.078	ha		1.078	ha	AP				
43	利用者		0.268	ha		0.268	ha		0.268	ha		0.268	ha	AQ				
44	利用者		0.696	ha		0.696	ha		0.696	ha		0.696	ha	AR				
46	利用者		0.685	ha		0.685	ha		0.685	ha		0.685	ha	AT				
47	利用者	果樹	1.917	ha	果樹	1.917	ha	果樹	1.917	ha	果樹	1.917	ha	AU				
48	利用者		1.677	ha		1.677	ha		1.677	ha		1.677	ha	AV				
49	利用者		0.968	ha		0.968	ha		0.968	ha		0.968	ha	AW				
50	利用者	果樹	1.14	ha	果樹	1.14	ha	果樹	1.14	ha	果樹	1.14	ha	AX				
51	利用者		0.868	ha		0.868	ha		0.868	ha		0.868	ha	AY				
52	利用者	果樹	0.176	ha	果樹	0.176	ha	果樹	0.176	ha	果樹	0.176	ha	AZ				
53	利用者	果樹	0.822	ha	果樹	0.822	ha	果樹	0.822	ha	果樹	0.822	ha	BA				
54	利用者		0.022	ha		0.022	ha		0.022	ha		0.022	ha	BB				
55	利用者		0.153	ha		0.153	ha		0.153	ha		0.153	ha	BC				
56	利用者	果樹	1.864	ha	果樹	1.864	ha	果樹	1.864	ha	果樹	1.864	ha	BD				
58	利用者	果樹	0.112	ha	果樹	0.112	ha	果樹	0.112	ha	果樹	0.112	ha	BF				
59	利用者		0.661	ha		0.661	ha		0.661	ha		0.661	ha	BG				
60	利用者	果樹	0.857	ha	果樹	0.857	ha	果樹	0.857	ha	果樹	0.857	ha	BH				
61	利用者	果樹	0.275	ha	果樹	0.275	ha	果樹	0.275	ha	果樹	0.275	ha	BI				
62	利用者		0.289	ha		0.289	ha		0.289	ha		0.289	ha	BJ				
63	利用者		0.181	ha		0.181	ha		0.181	ha		0.181	ha	BK				
64	利用者		0.028	ha		0.028	ha		0.028	ha		0.028	ha	BL				
65	利用者		0.031	ha		0.031	ha		0.031	ha		0.031	ha	BM				
66	利用者		0.135	ha		0.135	ha		0.135	ha		0.135	ha	BN				
67	利用者		0.094	ha		0.094	ha		0.094	ha		0.094	ha	BO				
68	利用者	果樹	0.219	ha	果樹	0.219	ha	果樹	0.219	ha	果樹	0.219	ha	BP				
69	利用者		0.369	ha		0.369	ha		0.369	ha		0.369	ha	BQ				
70	利用者		0.05	ha		0.05	ha		0.05	ha		0.05	ha	BR				
71	利用者		0.346	ha		0.346	ha		0.346	ha		0.346	ha	BS				
72	利用者	果樹	0.385	ha	果樹	0.385	ha	果樹	0.385	ha	果樹	0.385	ha	BT				
73	利用者	果樹	0.041	ha	果樹	0.041	ha	果樹	0.041	ha	果樹	0.041	ha	BU				
74	利用者	果樹	0.225	ha	果樹	0.225	ha	果樹	0.225	ha	果樹	0.225	ha	BV				
75	利用者		0.136	ha		0.136	ha		0.136	ha		0.136	ha	BW				
76	利用者		0.099	ha		0.099	ha		0.099	ha		0.099	ha	BX				
77	利用者		0.152	ha		0.152	ha		0.152	ha		0.152	ha	BY				
78	利用者		0.109	ha		0.109	ha		0.109	ha		0.109	ha	BZ				
79	利用者		0.567	ha		0.567	ha		0.567	ha		0.567	ha	CA				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

No.	属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状		10年後		属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状		10年後		属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状		10年後	
			面積	ha	面積	ha			面積	ha	面積	ha			面積	ha	面積	ha
1	利用者		0.138	ha	野菜	0.138	ha	野菜	0.138	ha	野菜	0.138	ha	A				
2	利用者		0.036	ha		0.036	ha		0.036	ha		0.036	ha	B				
3	利用者		0.113	ha		0.113	ha		0.113	ha		0.113	ha	C				
4	利用者	果樹	0.327	ha	果樹	0.327	ha	果樹	0.327	ha	果樹	0.327	ha	D				
5	利用者		0.137	ha		0.137	ha		0.137	ha		0.137	ha	E				
6	利用者		0.053	ha		0.053	ha		0.053	ha		0.053	ha	F				
7	利用者		0.525	ha		0.525	ha		0.525	ha		0.525	ha	G				
8	利用者		0.085	ha		0.085	ha		0.085	ha		0.085	ha	H				
9	利用者		0.122	ha		0.122	ha		0.122	ha		0.122	ha	I				
10	利用者		0.044	ha		0.044	ha		0.044	ha		0.044	ha	J				
11	利用者		0.011	ha		0.011	ha		0.011	ha		0.011	ha	K				
12	利用者		0.11	ha		0.11	ha		0.11	ha		0.11	ha	L				
13	利用者		0.04	ha		0.04	ha		0.04	ha		0.04	ha	M				
14	利用者		0.009	ha		0.009	ha		0.009	ha		0.009	ha	N				
15	利用者	果樹/野菜	1.981	ha	果樹/野菜	1.981	ha	果樹/野菜	1.981	ha	果樹/野菜	1.981	ha	O				

(3) 地域計画と国庫補助金

農地利用効率化等支援交付金

【令和7年度予算額 1,986 (1,086) 百万円】
【令和6年度補正予算額 2,707百万円】

<対策のポイント>

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が**経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援するとともに、農地引受力の向上に取り組む場合の支援を充実**します。

<事業目標>

地域計画が策定された地域における担い手を利用する農地面積の割合の増加

<事業の内容>

1. 地域農業構造転換支援タイプ

将来像が明確化された地域計画の早期実現を後押しするため、**地域の中核となる担い手**に対し、**農地引受力の向上に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援**します。

【補助率：購入 3/10、リース 定額（上限1,500万円）】

※ リースは導入する農業用機械の取得相当額の3/7を定額で支援

2. 融資主体支援タイプ

地域計画の目標地図に位置付けられた者が、融資を受けて、**経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援**します。

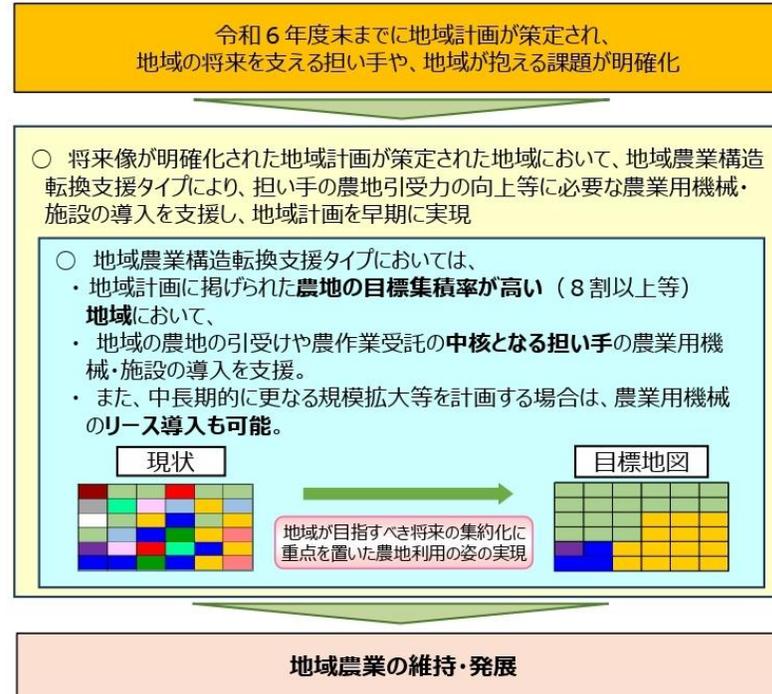
また、**スマート農業、集約型農業経営、農業生産のグリーン化**の取組について、**優先枠**を設けて支援します。

【補助率：3/10（上限300万円等）】

3. 担い手確保・経営強化支援事業 【令和6年度補正予算額】2,707百万円

担い手の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



(この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施)

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室 (03-6744-2148)

令和7年度地域計画と各種補助事業等との連携 (R6補正・R7当初)

R6補正 ①

	事業名	概要	問合せ先
1	国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち小麦・大豆生産技術向上事業	国産小麦・大豆の生産性向上のための作付の団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援。	農産局 穀物課
2	産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援 (果樹・茶)	需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援。	農産局 果樹・茶グループ
3	産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援。	農産局 総務課 生産推進室
4	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集・合理化に取り組む産地に対して支援。	農産局 総務課 生産推進室
5	農産物等輸拡大施設整備事業	国産農産物等の輸出の拡大に必要な集出荷施設・処理加工施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援。	農産局 総務課 生産推進室
6	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	畑作物・畑作物産地を取り巻く課題に対応した、生産性向上、安定生産、労働負担軽減、病害虫対策、需要に応じた作物の導入等の取組、機械・施設整備を支援。	農産局 地域作物課
7	国内肥料資源利用拡大対策事業	肥料の国産化に向けて、畜産由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援。	農産局 技術普及課
8	加工施設再編等緊急対策事業	農畜産物の流通に必須となる加工施設について、再編合理化を通じてコスト削減を図る取組、機能の高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援。	農産局 地域作物課
9	畑作物産地形成促進事業	主食用米の需要が減少する中で、主食用米から国産需要のある作物(小麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし)へ作付転換を促し、食料安全保障に資する品目の産地形成を図るため、畑地化等に向けて、実需者との結びつきの下で、水田における小麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組む生産者を支援。	農産局 企画課 水田農業対策室
10	園芸産地における事業継続強化対策事業	自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画(BCP)の策定を支援。また、BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な取組を支援。	農産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室
11	スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策のうちスマート農業技術開発・供給加速化対策のうちスマート生産方式SOP(標準作業手順書)作成研究	スマート農業技術の導入を推進するため、主要な営農類型や技術体系ごとに、スマート農業技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者等を介した技術の運用方法等を検証し、標準化する取組を推進。	農林水産技術会議事務局 研究推進課

R6補正
34事業
R7当初
77事業

(4) 地域計画策定後に取り組むべきこと

策定した地域計画をブラッシュアップしましょう

策定した地域計画は、その実現に向けて話し合いを継続し、具体的に取り組を開始する地域がある一方で、話し合いが十分に行えずに道半ばの地域計画を策定した地域も多いのではないのでしょうか。

そのため、次のような視点で地域計画を振り返り、話し合いを継続して、目指すべき地域農業を具体化しましょう。

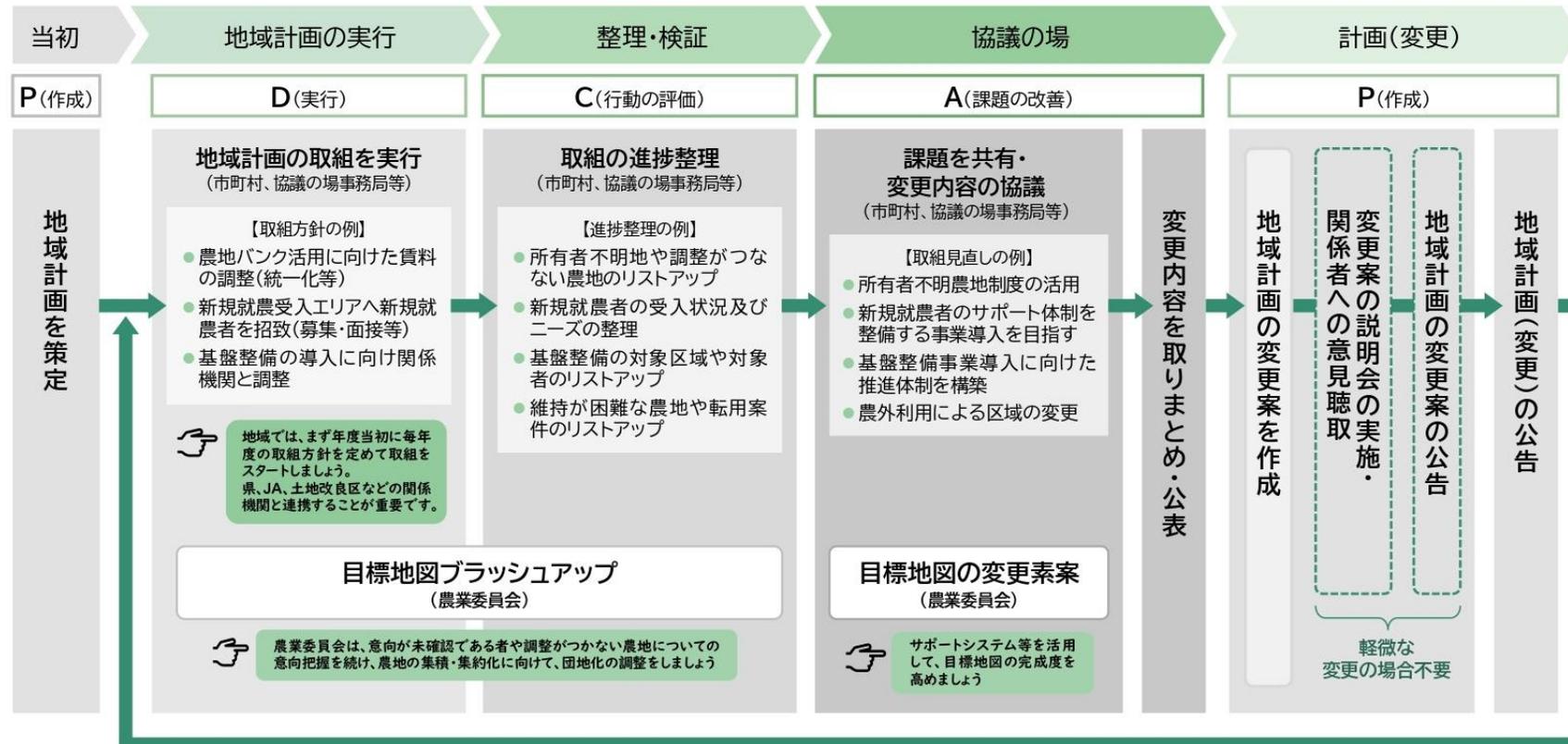
振り返りの視点



(5) 地域計画の変更

地域計画の変更フロー

- 市町村は、地域計画に定めた方針に基づき、PDCAサイクルを通じて進捗状況を確認しましょう。
- 地域の皆様は、地域計画の実現に向けて、協議の場に積極的に参加し、具体的な取組を進めていきましょう。
- 農業委員会は、確認できていない耕作者などの意向把握を積極的に推進しましょう。
- 取組の結果については、整理・検証を行い、協議の場を開催して、地域計画の変更が必要な案件も含めて地域の状況を共有しましょう。 ※ 協議の場は、各施策と横断的な推進体制を構築して進めてください。



(6) 地域計画の変更

協議について

開催方法

地域計画を変更するためには、農業関係者が変更内容について協議することが必要ですが、書面やHPでの意見募集により、簡素な開催方法をとることもできます。(次ページ参照)

協議する内容に応じて、開催方法を変更することも可能です。どのような内容の場合に簡易な開催方法で協議をするか、あらかじめ地域で協議の上、ルール化しましょう。

また、協議の場は、市町村が開催することが基本ですが、地域の実状に応じて、地域や農業関係機関主導により、柔軟に開催することや、**地域全体の土地の管理構想などの農業外の各施策と連携して一体的に取り組むことも**できます。その場合、市町村にあらかじめ場所、日時などを口頭やメール、書面など報告するとともに、その概要を取りまとめて、HP等で公表するようにしましょう。

【基本的な開催方法】

対面開催・オンライン開催

- 年1回以上の定期開催や随時開催の日程等をHPや広報で幅広く周知し、できる限り地域の関係者を参集
- 担い手の代表者のみによる協議など、参加者が限定的な場合は、ウェブ会議やトークアプリを活用したオンライン開催も可能
- 対面・オンライン開催を併用するなど、柔軟な運用も可能



オンライン開催も可能

【簡易な開催方法】

書面・HP開催

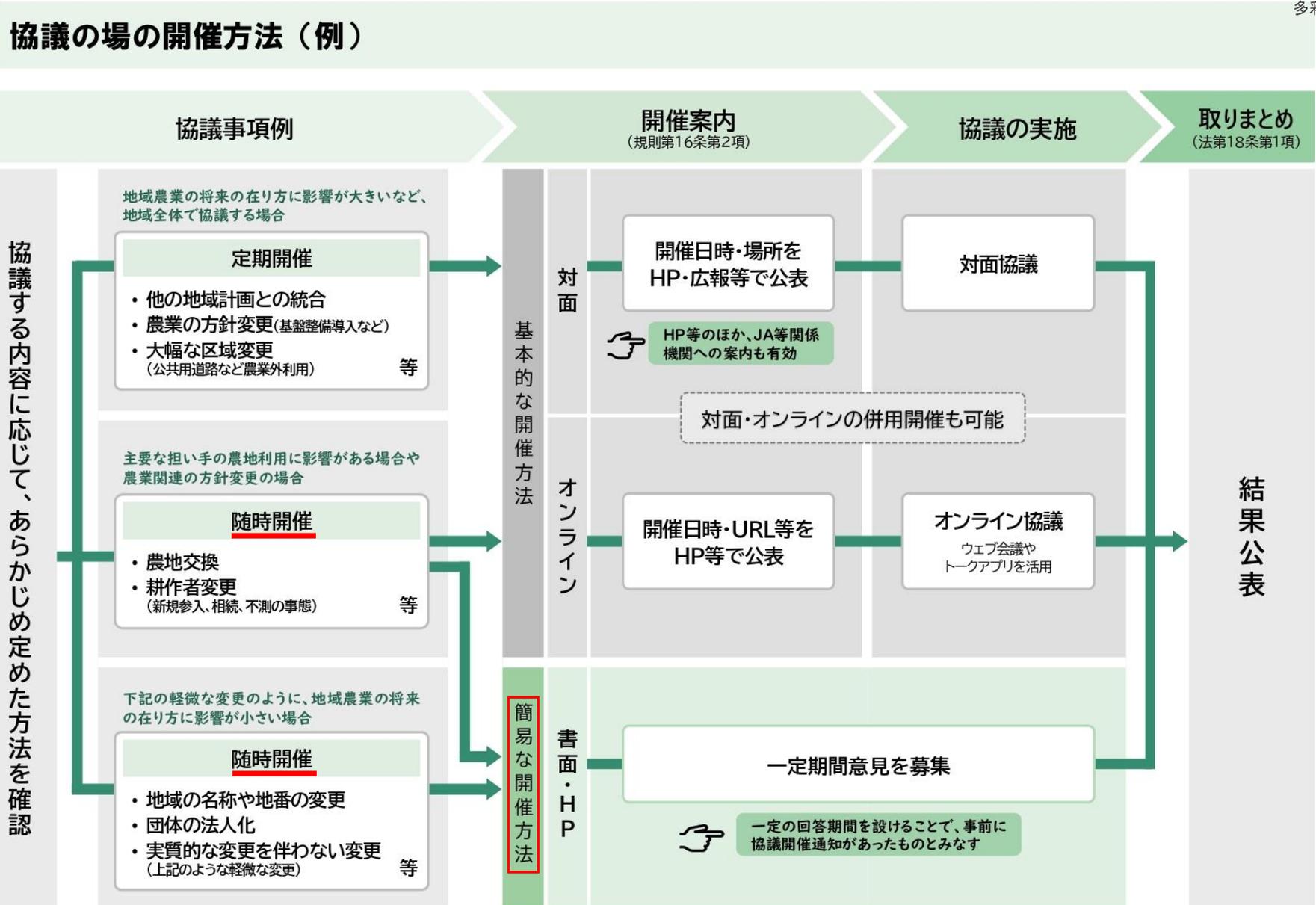
- 回覧や広報誌への回答方式や、HP上のパブリックコメントなどで随時開催
- 一定の回答期間を設けることで、事前に協議開催通知があったものとみなす



※1 協議をした結果は、その概要を取りまとめ、HP等で公表するようにしましょう。

※2 国土交通省では、農地に限らず、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい土地や、将来的に利用を継続する必要が無い土地などについて考える「管理構想」を推進。

(6) 地域計画の変更



(6) 地域計画の変更

地域計画の変更

- 地域計画は、以下のような場合に変更する必要があります。

農業上の利用 <small>(事後の変更可)</small>	地域の農業の将来の在り方等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更 ・ 区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更 <p>例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 ②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)</p>	<p>目標集積率 40% → 目標集積率 100%</p>
	農業を担う者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け <p>☞ 目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要</p>	
	農業用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け 	
	軽微な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更 ・ 実質的な変更を伴わない変更 <p>例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 ②任意記載事項の変更 ③基盤整備や地籍調査による面積変更 ④田畑転換 ⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など</p> <p>☞ 地域計画案の意見聴取・公告を省略可能</p>	<p>水稻エリア 野菜エリア (有機) 野菜エリア</p>
農業外の利用 <small>(事前の変更要)</small>	農地の転用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用地や農家住宅等に供するための転用 <p>☞ 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更</p> <p>※ 一時転用の場合は変更不要</p>	

(6) 地域計画の変更

**農業外
の利用**
(事前の変更要)

農地の転用

- ・ 公共用地や農家住宅等に供するための転用

☞ 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更

※ 一時転用の場合は変更不要



- Q. 農林水産省地域計画変更マニュアルでは、農振除外、農転は、「事前変更要」となっています。
毎月、農転の申請が行われる可能性があります、その都度、協議の場の開催が必須ということでしょうか。
- A. 農水省では、質問にあるとおり、農振農用地からの除外及び転用の都度、事前の地域計画の変更を必要としており、その際は、協議の場を設ける必要があるとしています。

（7）地域計画の見直しにあたってお願いしたいこと

（ア）地域計画・目標地図のブラッシュアップ（磨き上げ）

【市町村】

- ・地域計画の進捗管理や協議の場の設置及び適切なタイミングでの見直し

【農業委員会】

- ・市町村と連携し、地域計画を振り返り、継続的な協議の場等での話し合い
- ・地域計画のブラッシュアップ（磨き上げ）時の農業委員会における目標地図変更の素案づくり
- ・確認できていない耕作者などの積極的な意向把握

(7) 地域計画の見直しにあたってお願いしたいこと

(ウ) 地域計画変更の報告

変更時は県及び農地中間管理機構等へ報告をお願いします。(基本要綱 第12の6 (3))

(3) 市町村は、地域計画を定め、又は変更したときは遅滞なくその旨を公告するとともに、都道府県知事、農業委員会及び農地中間管理機構に地域計画の写しを送付することとします。

公告の方法は、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等により行うこととしてください。

(エ) その他

地域計画及び目標地図の変更にあたっては、

① 農業経営基盤強化促進法

② 農業経営基盤強化促進法の基本要綱

③ 地域計画変更マニュアル

(農林水産省ホームページ「地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)」)

④ 地域計画の策定等に係るQ & A

(農林水産省ホームページ「地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)」)

を参照してください。

農林水産省

English > こどもページ > サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す Google 検索 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 経営 > 地域計画

地域計画 (地域農業経営基盤強化促進計画)

更新日：令和7年5月15日
担当：経営局経営政策課、農地政策課



お知らせ・新着情報

- ▶ [地域計画の取組に多様な者が参画した事例\(令和7年5月\)を掲載しました。\(令和7年5月16日\)](#)
- ▶ [農業経営支援策活用カタログ2025【地域計画版】を掲載しました。\(令和7年4月15日\)](#)
- ▶ [地域計画策定マニュアルver.6.0を掲載しました。\(令和7年4月1日\)](#)
- ▶ [地域計画変更マニュアルver.2.0を掲載しました。\(令和7年4月1日\)](#)



農林水産省

（８）令和7年度地域計画の実行に向けた令和7年度における県の取組み

◇ 令和7年度地域計画調査分析業務

（ア）目的

- ・ 地域計画に係る市町村の取組みのなかで明確化された「守るべき農地」に対する効果的かつ効率的な支援を行うため、地域計画の調査・分析を実施する。
- ・ 調査・分析をとおして明らかとなった有用な取組事例等の知見について農業委員会や地域農業者等と共有を図り地域計画の実現に向けた取組みを支援する。

（イ）業務内容

- ・ 公表された地域計画について、分析やアンケート調査等を実施し、「守るべき農地」がどのような観点で定められているかについて分析。
- ・ 地域計画の実現に向け、調査及び分析結果について、報告会等を開催。
 - ア）中間報告会（令和7年8月末日（予定））
 - イ）調査報告会（令和8年2月（予定））

（ウ）市町村への依頼事項

調査・分析の過程で県から市町村へ以下のことをお願いする予定です。ご協力をお願いします。

- ・ 県の委託事業者から市町村あてにアンケート調査を実施予定（6月中旬以降）。
- ・ いくつかの市町村等へは聞き取り調査を実施予定（時期未定）。